

# 第 12 次労働災害防止推進計画

(計画期間：平成 25 年度から平成 29 年度まで)

新 潟 労 働 局

# 目 次

|   |  |    |
|---|--|----|
| 1 | 計画の期間  | 1  |
| 2 | 計画の目標  | 1  |
| 3 | 新潟県における労働災害を取り巻く状況と課題                              | 2  |
|   | (1) 第11次労働災害防止計画期間中の労働災害発生状況等                      | 2  |
|   | (2) 労働災害防止対策のための課題                                 | 2  |
|   | ア 第三次産業における労働者比率の増加                                | 2  |
|   | イ 製造業及び建設業における重篤な災害の発生                             | 2  |
|   | ウ 非正規労働者の増加  | 2  |
|   | エ 労働者の高齢化の進展                                       | 2  |
|   | オ 行政を取り巻く環境の変化                                     | 3  |
| 4 | 重点施策   | 3  |
| 5 | 重点施策ごとの具体的取組                                       | 4  |
|   | 【労働災害防止対策】   |    |
|   | (1) 労働災害発生件数を減少させるための重点業種対策                        | 4  |
|   | ア 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策                        | 4  |
|   | イ 陸上貨物運送事業対策                                       | 5  |
|   | (2) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策                      | 5  |
|   | ア 建設業対策  | 6  |
|   | イ 製造業対策  | 7  |
|   | (3) 降積雪期における労働災害防止対策                               | 7  |
|   | 【健康確保・職業性疾病対策】                                     |    |
|   | (4) メンタルヘルス対策                                      | 7  |
|   | (5) 過重労働対策   | 8  |
|   | (6) 化学物質による健康障害防止対策                                | 8  |
|   | (7) 腰痛・熱中症予防対策                                     | 9  |
|   | (8) 受動喫煙防止対策                                       | 10 |
|   | (9) 粉じん障害防止対策                                      | 10 |
|   | (10) 定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組                       | 10 |
|   | 【その他】  |    |
|   | (11) リスクアセスメントの普及促進                                | 11 |
|   | (12) 高年齢労働者対策                                      | 11 |
|   | (13) 非正規労働者対策                                      | 11 |
|   | (14) 経営トップの意識改革と労働者の危険感受性の向上                       | 12 |
|   | (15) 行政と労働災害防止団体、労使団体、業界団体等の<br>連携・協働による労働災害防止の取組み | 12 |

# 第 12 次労働災害防止推進計画

新潟労働局においては、昭和 33 年以来、厚生労働大臣の策定する労働災害防止計画（第 2 次計画までは産業災害防止 5 か年計画として閣議決定）を基本に、県内の労働災害の動向及び社会経済情勢の変化等を踏まえた労働災害防止のための 5 か年計画を、これまで 11 次にわたって策定し、労働災害防止団体、関係労使団体等と協力して労働災害防止に取り組んできた結果、県内における労働災害は大幅な減少をみたところである。

一方で、今なお、県内において毎年 2,500 人を超える労働者が休業 4 日以上労働災害に遭い、20 人以上の労働者が死亡している。また、過重労働等に起因するメンタルヘルス不調者も増加傾向にある。さらに、産業構造の変化、労働者の高齢化、非正規労働者の増加等による労働災害要因の質的变化も見られる。

新潟労働局においては、労働安全衛生法第 6 条に基づき厚生労働大臣の定める労働災害防止計画を基本に、県内の労働災害の動向等を踏まえ、労働災害防止対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 25 年度を初年度とし平成 29 年度を目標年度とする第 12 次労働災害防止推進計画を策定した。

新潟労働局及び各労働基準監督署は、労働災害防止団体、関係労使団体、業界団体等と緊密な連携の下、本計画の目標達成に向けて最大限の努力を傾注する。

## 1 計画の期間

平成 25 年度を初年度とし、平成 29 年度を目標年度とする 5 か年計画とする。

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、必要に応じ計画の見直しを行う。

## 2 計画の目標

労働者、事業者、発注者等、すべての関係者が、労働安全衛生関係法規を遵守するとともに、国、労働災害防止団体、労使団体、業界団体等の連携・協力の下、労働現場における危険性又は有害性等に係る認識を共有し、各々が責任のある行動を取ることにより、労働者が安全かつ健康な状態で高い労働生産性を発揮して働くことができる。

以上を実現するために、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

ア 平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死亡者の数を 15%以上減少させる

イ 平成 24 年と比較して、平成 29 年までに休業 4 日以上労働災害による死傷者の数を 15%以上減少させる

### 3 新潟県における労働災害を取り巻く状況と課題

#### (1) 第11次労働災害防止推進計画期間中の労働災害発生状況等

平成24年の新潟県内における労働災害による死亡災害発生件数は、平成19年比で42.9%減と大幅に減少し、20%以上減少させるとした第11次計画の目標を大きく下回り達成することができた。一方、休業4日以上の労働災害発生件数は長期的には減少傾向にあるものの、平成22年、平成23年と2年連続増加し、平成24年についても横ばいの状況であり、平成19年比の平成24年における休業4日以上の労働災害発生件数は8.2%減（平成25年2月末速報）に留まり、15%以上減少させるとした第11次労働災害防止推進計画（以下、「第11次計画」という。）の目標を達成することはできなかった。

労働者の健康確保対策として、近年大きな問題となっているメンタルヘルスの問題に関して、メンタルヘルスに取り組む事業場の割合については、平成20年の24.2%から平成24年には70.3%と大幅に増加した。一方、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ減少に転じさせるとした第11次計画の目標は、平成23年、平成24年と連続で有所見率が減少したものの、未だ全国平均より高い割合となっている。

#### (2) 労働災害防止のための課題

新潟県における労働災害を取り巻く状況の変化とそれに伴う労働災害の量的・質的な変化は以下のとおりである。

##### ア 第三次産業における労働者比率の増加

サービス産業の拡大に伴う卸売・小売業や飲食店に従事する労働者の増加及び高齢化に伴う社会福祉施設における労働需要の増大等により、平成2年時点で52.3%であった県内の第三次産業就業者比率が平成22年には64.3%と大幅に増加した。これらの業種では、安全衛生管理体制の確立を進め設備改善や業態に着目した対策により労働災害の防止を推進してきた製造業や建設業と異なり、転倒災害や災害性の腰痛など労働者個人の行動に起因する災害が多く発生している。

##### イ 製造業及び建設業における重篤な災害の発生

死亡災害や後遺症が残る重篤な災害に着目すると、災害件数は減少しているものの、重篤な災害における製造業及び建設業の占める割合は依然高い。重篤な災害につながる製造業における機械設備へのはさまれ・巻き込まれ災害や建設業における墜落災害については、労働安全衛生関係法令で規定されている事項の遵守不徹底によるものがいまだ後を絶たない。

##### ウ 非正規労働者の増加

労働者に占める非正規労働者の割合（全国値）は、平成2年には20.2%であったところ、平成22年には34.3%と大幅に増加している。パート、アルバイト、契約社員、派遣社員等の非正規労働者は、安全衛生管理体制の確立が遅れている第三次産業に多くみられ、これら非正規労働者については教育訓練の機会が十分に与えられていないことが多い。

##### エ 労働者の高齢化の進展

高齢化の進展等に伴い、雇用者に占める中高年齢者（55歳以上）の割合（全国値）は、平成2年の14.3%から平成22年の24.0%と大幅に増加しており、平成25年4月1日の改

正高齢者雇用安定法の施行に伴い、今後さらなる増加が見込まれる。また、高齢者労働者の労働災害発生率は相対的に高く、休業日数も長くなる傾向にある。さらに、高年齢労働者は基礎疾患を有する割合が高く、勤務中の急な体調変化が労働災害につながることも懸念される。

#### オ 行政を取り巻く環境の変化

社会、経済が変化し、新たに取り組むべき課題が増加する一方で、国の財政状況は厳しさを増しており、行政にはさらなる減量、効率化が求められている。このような状況の中で労働災害を効果的に防止していくためには、行政の取組について選択と集中を進め、重点化を図るとともに、これまで以上に、労働災害防止団体、労使団体、業界団体等との連携を強め、業界や事業者の自主的な取組による労働災害の防止活動を支援、促進していく必要がある。

## 4 重点施策

3に述べた県内における労働災害を取り巻く状況と課題を踏まえて、以下を重点施策とする。

### 【労働災害防止対策】

- (1) 労働災害発生件数を減少させるための重点業種対策
  - ア 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策
  - イ 陸上貨物運送事業対策
- (2) 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策
  - ア 建設業対策
  - イ 製造業対策
- (3) 降積雪期における労働災害防止対策

### 【健康確保・職業性疾病対策】

- (4) メンタルヘルス対策
- (5) 過重労働対策
- (6) 化学物質による健康障害防止対策
- (7) 腰痛・熱中症予防対策
- (8) 受動喫煙防止対策
- (9) 粉じん障害防止対策
- (10) 定期健康診断における有所見率の改善対策

### 【その他】

- (11) リスクアセスメントの普及促進
- (12) 高年齢労働者対策
- (13) 非正規労働者対策
- (14) 経営トップの意識改革と労働者の危険感受性の向上
- (15) 行政と労働災害防止団体、労使団体、業界団体等との連携・協働

## 5 重点施策ごとの具体的取組

近年の労働災害の発生状況を見ると、従来大きな割合を占めていた建設業や製造業の労働災害に加え、第三次産業の労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題がますます重要となっており、重点とすべき対策の見直しが必要となっている。今後5年間の安全衛生施策では、以下に掲げる対策に重点的に取り組むこととする。

### 【労働災害防止対策】

#### (1) 労働災害発生件数を減少させるための重点業種対策

##### ア 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

###### (現状と課題)

- ・休業4日以上労働災害の発生状況を見ると、これまで重点的に取り組んできた建設業、製造業は、平成14年から平成23年までの過去10年でそれぞれ27.7%及び18.8%と大幅な減少が見られる一方で、第三次産業は22.9%増加している。このうち、小売業、社会福祉施設、飲食店（以下「小売業等」という。）の労働災害が多く、特に社会福祉施設は、雇用者数の増加という要因もあるものの、平成14年から平成23年までの過去10年で167.8%増加と大幅な増加が見られる。
- ・小売業等は、建設業や製造業に比べ、重篤度の低い転倒災害が占める割合が高い。また、労働者個人の行動に起因する災害が多い。社会福祉施設については、高齢者の増大等により、引き続き雇用者が増加している。

###### (目標)

平成24年と比較して、平成29年までに、

- 小売業 労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。
- 社会福祉施設 労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。
- 飲食店 労働災害による休業4日以上死傷者の数を20%以上減少させる。

(注) 社会福祉施設の目標は介護職員数の大幅な増加を見込んで算定したもの。

###### (講ずべき施策)

第三次産業については、「第三次産業（第四期）労働災害防止対策（平成25年度～平成27年度）」に基づき、特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設（介護施設）、飲食店に重点的に取り組む。

#### ① 安全衛生意識の高揚と安全衛生管理体制の強化

- ・第三次産業においては、安全衛生管理体制の整備が不十分な事業場が多く見られることから、安全衛生管理体制の確立を図り、安全衛生活動が現場で着実に取り組まれるよう指導する。特に、小売業及び飲食店においては、パートやアルバイトなどの非正規労働者の割合が高く、安全衛生教育が十分に行き渡らず、安全衛生意識が相対的に低い傾向にあることを踏まえ、安全衛生意識の高揚を図ることに重点を置く。

#### ② 小売業に対する集中的取組

- ・事故の型別で全体の約3割を占める転倒災害の防止及び4S活動（整理・整頓・清

掃・清潔)の実施を促進する。特に、商品倉庫等での作業の実態に着目して、KY活動等による危険感受性の向上やリスクアセスメントの実施による組織的な取組を事業場に働きかける。

### ③ 社会福祉施設（介護施設）に対する集中的取組

- ・社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会等と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防等を指導する。

### ④ 飲食店に対する集中的取組

- ・飲食店では、転倒災害と切れ・こすれ災害で全体の半数を占めているため、これらの事故の型による災害防止を重点に指導する。

## イ 陸上貨物運送事業対策

### （現状と課題）

- ・陸上貨物運送事業は、荷役作業中の労働災害は約7割を占めており、その約7割が、荷の積み込み先である発荷主や荷の届け先である着荷主（以下「荷主先等」という。）の構内における墜落・転落や荷役運搬機械等による災害である。このため、陸上貨物運送事業者と荷役作業場所を管理する荷主先等が連携して進める必要がある。

### （目標）

平成24年と比較して、平成29年までに、

■陸上貨物運送事業 労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。

### （講ずべき施策）

#### ① 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等

- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会とも連携して「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を周知・普及する。

#### ② トラック運転者に対する安全衛生教育の強化

- ・トラック運転者に対する安全衛生教育の中で、荷役作業の墜落・転落防止対策や荷の運搬中の労働災害防止対策を充実・強化するとともに、荷役作業の作業手順の作成支援等に取り組む。

#### ③ 荷主による取組の強化

- ・陸上貨物運送事業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。

## （2）重篤度の高い労働災害を減少させるための重点業種対策

### （現状と課題）

- ・死亡災害は大幅に減少してはいるものの、依然として年間20人以上が労働災害で亡くなっている。第11次労働災害防止推進計画期間中の死亡災害をみると、43.2%が建設業において、15.3%が製造業において発生しており、重篤な災害を防止するという観点からは、その33.9%を占める「墜落・転落災害」、18.6%を占める「はさまれ・巻き込まれ

災害」の防止対策を徹底させなければならない。墜落・転落災害は、57.5%が建設業で、はさまれ・巻き込まれ災害は31.8%が製造業で発生しており、これらの災害は、死亡という最悪の結果に至らなくとも、障害が残る可能性が高い災害であるため、建設業や製造業に対しても、重篤な災害の防止に着目した取組が必要である。

- ・また、建設業は、東日本大震災の復旧・復興工事による人材不足やインフラ整備の強化等による建設需要の増加により労働災害が増加することのないよう取り組む必要がある。さらに、今後インフラの老朽化等により増加が見込まれる解体、改修等の各種工事の労働災害防止対策やアスベストばく露防止対策も重要な課題である。

#### (目標)

平成 29 年までに、重点業種ごとに以下の目標の達成を目指す。

- 建設業 労働災害による死亡者の数を 5 人以下とする。
- 製造業 労働災害による死亡者の数を 0 人とする。

#### (講ずべき施策)

##### ア 建設業対策

###### ① 墜落・転落災害防止対策

###### (a) 足場からの墜落・転落災害防止対策の徹底

- ・墜落、転落災害の多くが労働安全衛生規則に基づく墜落防止措置の不徹底によるものであることから、関係法規の徹底を指導する。さらに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づき、手すり先行工法等の「より安全な措置」の普及を図る。

###### (b) ハーネス型の安全帯の普及

- ・一般に広く使用されている胴ベルト型の安全帯は、墜落時の身体への衝撃が大きいため、ハーネス型の安全帯の使用を勧奨する。

###### ② 建設需要の増加による人材不足等の状況を踏まえた対策

###### (a) 発注機関に対する要請

- ・公共工事等の発注機関に対し、施工時の安全衛生に配慮した工期の設定、安全衛生経費を確保するための必要な経費の積算等について広く要請する。
- ・特に、アスベストを含む建築物の解体工事では、必要経費や工期の不足のためにアスベストのばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないう、環境省、地方公共団体等とも連携して重点的に対応する。

###### (b) 東日本大震災の復旧・復興工事の本格化に伴う県内建設業従事者の質の確保

- ・被災地の建設復興需要の急増により、建設業者、技術者、技能労働者等が被災地に集中し、その影響で本県において人材の質の低下や現場管理に支障をきたすことのないよう、他業種から建設業へ新規に就業する者への新規参入者教育及び現場に新規に入場する者に対する新規入場者教育の確実な実施を図る等、各建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図り、県内建設業従事者の質を確保する。

###### (c) 解体工事におけるアスベストばく露防止対策

- ・アスベスト含有建材を利用した建築物の解体も今後増加が見込まれるため、引き



続きアスベストのばく露や飛散の防止を徹底するとともに、環境省、地方公共団体等と連携して、事前調査の実施と届出が適切になされるよう指導を行う。

## イ 製造業対策

### ① 機械災害防止対策の推進

- ・死亡災害や障害の残る災害につながりやすいはさまれ・巻き込まれ災害の防止を重点に、平成 24 年 4 月 1 日より機械譲渡者等による提供が努力義務化された機械危険情報を活用した事業場におけるリスクアセスメントの実施を促進することにより、機械設備の本質安全化を推奨する。

## (3) 降積雪期における労働災害防止対策

### (現状と課題)

- ・近年、集中降雪により休業 4 日以上労働災害が増加傾向にあることから、労働災害を減少させるには降積雪期における労働災害防止対策を推進する必要がある。

### (目標)

平成 20 年から平成 24 年までの 5 年間と比較して、平成 25 年から平成 29 年までの 5 年間の降積雪期における雪による休業 4 日以上死傷者の数（各期間中（5 年間）の合計値）を 20%以上減少させる。

### (講ずべき施策)

#### ① 屋根除雪作業中における労働災害防止

- ・屋根除雪に当たっては、「屋根除雪作業労働災害防止対策推進要綱」等により適切な作業方法の推進を図るとともに、発注者等への指導要請や関係行政機関等との連携を通じて、ソフト、ハードの両面から作業の安全性を高める。

#### ② 凍結路面等における転倒災害防止

- ・事業場の駐車場や構内における転倒災害が多く発生していることから、事業者に対して融雪剤の散布等について指導するとともに、労働者に対して滑りにくい靴の着用や滑りにくい歩き方等について周知啓発する。

## 【健康確保・職業性疾病対策】

## (4) メンタルヘルス対策

### (現状と課題)

- ・労働時間の二極化等を背景に、業務による心理的負荷を原因とする精神障害や過重労働に起因する脳・心臓疾患が問題となっている。メンタルヘルス不調者を増やさないためには、労働者自身によるセルフケアをはじめ、管理監督者や産業保健スタッフによるケアなどにより、メンタルヘルス不調者の早期発見・早期治療を進めるとともに、メンタルヘルス不調になりにくい職場環境に改善していくことが必要である。

### (目標)

平成 29 年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする。

**(講ずべき施策)**

**① メンタルヘルス対策の更なる普及促進と取組内容の充実**

- ・メンタルヘルスに取り組むことの重要性に対する認識を深めるとともに、「第2次メンタルヘルスケア普及促進計画（平成25年度～平成27年度）」に基づき、メンタルヘルスケア取組事業場の割合を更に高めるとともに、既に取り組んでいる事業場については職場復帰対策の促進等、取組内容について尚一層の充実を図る。なお、実施に当たっては、メンタルヘルス対策支援センターと連携し、取り組み方がわからないとしている事業場に対し、センターの活用を促す。

**② ストレスへの気づきと対応の促進**

- ・労働者のストレスへの気づきを促すようストレスチェック等の取組を推進するとともに、事業場内での相談体制の整備を推進する。

**(5) 過重労働対策**

**(現状と課題)**

- ・厳しい社会経済情勢の中で、業務が複雑化、高度化し、さらに迅速化等が求められる中、過重労働による健康障害防止の観点からも長時間労働の抑制が求められている。

**(講ずべき施策)**

**① 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減**

- ・事業者による労働者の健康診断の実施と労働時間の的確な把握・管理にも留意した事後措置等の健康管理を徹底し、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理の推進と合わせ、労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させる。

**② 働き方・休み方の見直しの推進**

- ・不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。
- ・恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。

**(6) 化学物質による健康障害防止対策**

**(現状と課題)**

- ・大阪における印刷業での胆管がんの集団発生を契機に、有害化学物質取扱事業場における関係法令の不徹底が明らかになったため、化学物質管理対策の徹底が求められている。

**(目標)**

職場における化学物質管理の推進のため、平成29年までにGHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする。

### (講ずべき施策)

#### ① 化学物質取扱事業場に係る基礎資料の整備と法令遵守の徹底

- ・有害物取扱事業場における使用状況を的確に把握し、特殊健康診断の実施、作業環境の測定等の関係法令の遵守徹底を図る。

#### ② リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供

- ・規制対象であるか否かにかかわらず、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。中小規模事業場に対しては、専門的知識がなくても化学物質のリスクアセスメントが可能となるツールとして開発された「コントロール・バンディング」を周知・普及する。
- ・リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付の促進を図る。

## (7) 腰痛・熱中症予防対策

### (現状と課題)

- ・第11次労働災害防止推進計画期間中において災害性の腰痛が業務上疾病の57.2%を占めている。とりわけ、腰痛は、社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業等の労働災害件数を押し上げており、中でも社会福祉施設においては過去10年で発生件数が急増しており、特に重点的な取組が必要となっている。また、夏季を中心に依然として頻発している熱中症予防対策の周知・啓発を引き続き行う必要がある。

### (目標)

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>■腰痛 平成24年と比較して、平成29年までに社会福祉施設における腰痛による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。</li><li>■熱中症 平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上死傷者の数（各期間中（5年間）の合計値）を20%以上減少させる。</li></ul> |
|--|

### (講ずべき施策)

#### ① 腰痛予防対策

##### (a) 腰痛予防教育の強化

- ・特に腰痛が懸念される社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育に腰痛予防対策を盛り込むことを促進する。

##### (b) 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及

- ・社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。

#### ② 熱中症対策

- ・近年、猛暑となる年が急増していることから、建設業、製造業、陸上貨物運送事業

等、夏季に暑熱な環境で作業を行う事業場に対して、熱中症予防対策を早期に周知、指導する。

## (8) 受動喫煙防止対策

### (目標)

平成 29 年までに職場で受動喫煙を受けている労働者の割合を 15%以下にする。

### (講ずべき施策)

#### ① 普及・啓発

・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための教育啓発と事業者に対する効果的な支援の実施により、受動喫煙防止対策を普及・促進する。

#### ② 受動喫煙防止対策の強化

・職場での禁煙、空間分煙、その他飲食店、ホテル・旅館等のうち対応の困難な事業場では換気等による有害物質濃度の低減等の措置により、受動喫煙防止対策の実施を徹底する。

## (9) 粉じん障害防止対策

### (現状と課題)

・じん肺新規有所見労働者の発生数は、長期的には減少傾向にあるものの、近年は横ばいで推移しており、粉じん障害防止対策の一層の推進が求められている。

### (講ずべき施策)

#### ① 「第 8 次粉じん障害防止総合対策」重点事項の周知徹底

・アーク溶接作業及び岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策、金属等の研磨作業における粉じん障害防止対策及びずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の周知徹底を図るとともに、離職時又は離職後にじん肺所見が認められる者の長期的な健康管理を推進する。

#### ② 電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨

・粉じん則等において特定の作業に労働者を従事させる場合に義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具について、その性能の高さから、特定の作業以外の作業時においても着用を勧奨する。

## (10) 定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組

### (講ずべき施策)

・第 11 次計画期間中に、平成 23 年、平成 24 年と 2 年連続で有所見率が減少したものの、全国平均と比較しても未だ高い水準にあることから、有所見者に対する保健指導や健康教育に努めるよう事業場に対して周知啓発を行う。なお、労働者数 50 人未満の小規模事業場に対して、地域産業保健センターの利用を勧奨する。

## 【その他】

### (11) リスクアセスメントの普及促進

#### (講ずべき施策)

- ① 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進
  - ・ 中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。
- ② 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進
  - ・ 建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう指導する。
- ③ 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進
  - ・ 規制対象であるか否かにかかわらず、有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、化学物質に関するリスクアセスメントを促進する。

### (12) 高年齢労働者対策

#### (講ずべき施策)

- ① 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組
  - ・ 高年齢労働者に身体機能の低下を自覚させる機会を与えるとともに、労働災害事例集等により、高齢者の割合の高い職場で、段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保などの職場の残留リスクの低減や、身体機能の低下を防ぐための運動が促進されるよう指導する。
- ② 基礎疾患等に関連する労働災害防止
  - ・ 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。
  - ・ 体調不良が重篤な労働災害につながりやすい建設作業について、作業開始前の健康状態のチェックやその結果に基づく適切な作業配置を促進する。
  - ・ 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、産業医や地域産業保健センター等を通じて周知徹底する。

### (13) 非正規労働者対策

#### (講ずべき施策)

- ① 非正規労働者に関する安全衛生活動や労働災害の実態把握と対策の検討
  - ・ パートやアルバイトなどの非正規労働者に関する雇い入れ時教育や健康診断の実施

などの安全衛生活動の実態や労働災害の発生状況の把握を進め、その結果を踏まえて必要な対策を検討する。

**② 就業形態の多様化を踏まえた責任の明確化**

- ・建設業における一人親方や、製造業における業務請負など、就業形態が多様化・複雑化する中で、労働災害防止の責任の所在があいまいにならないよう、多様な就業形態が混在するような労働現場に対して指導を行う際には、労働災害防止の責任の明確化を図る。

**(14) 経営トップの意識改革と労働者の危険感受性の向上**

**(現状と課題)**

- ・企業が積極的に安全衛生対策を進めるためには、労働者の安全や健康を守らなければならないという経営トップの強い意識が重要であるが、とりわけ安全衛生対策にかける人的・経費的な制約の多い中小規模事業場や重篤な災害が少ない第三次産業において、安全衛生に対する経営トップの意識が低い企業が存在する。
- ・労働災害の発生件数が減少し労働災害に遭遇する機会が少なくなり、企業内において有形無形の安全衛生教育を行ってきた経験豊富な熟練労働者が退職していく中、労働者の危険感受性を向上させることが必要である。

**(講ずべき施策)**

安全衛生水準の向上には経営トップの安全衛生意識の高揚と労働者一人一人の危険感受性の向上が必要であることから、経営トップに対する意識啓発を行うとともに、労働者一人一人の危険感受性を向上させるための取組を推進する。

**① 経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚**

- ・労働災害防止に向けた取組が低調な企業の経営トップに対して様々な手法、機会を活用して、労働者の安全や健康に関する意識付けを行う。

**② 労働災害防止に向けた危険感受性の向上**

- ・現場でのKY活動、ヒヤリハット事例の検討及びリスクアセスメントを通じた職場における危険有害性に対する認識の共有により、労働者一人一人の安全に対する危険感受性を高め、労働災害防止に結びつける。

**(15) 行政と労働災害防止団体、労使団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み**

**(現状と課題)**

- ・労働災害は長期的には減少してきているものの、建設業や製造業では依然として重篤な労働災害が多発し、第三次産業の労働災害の増加等により、労働災害が増加傾向にある。このような厳しい状況に対応するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、労使団体、業界団体、民間の安全衛生専門家等が連携し合い、協働して取り組んでいくことが必要になっている。

**(講ずべき施策)**

上記(1)～(14)に掲げた対策に重点的に取り組むほか、労働災害防止団体、労使団

体、業界団体等と連携し合い、民間活動の活性化を図り、協働して取組を進めることにより、労働災害防止対策を推進する。

**① 労働災害防止団体の活動の活性化**

- ・行政組織のスリム化が進む中、労働災害防止対策を効果的・効率的に推進するには、労働災害防止団体との連携・協働を図る必要がある。こうした役割を強化するため、個人情報取扱に配慮しつつ行政機関が保有する労働災害関連情報の提供を進めるとともに、労働災害防止に資する活動に対しては、本計画の重点対策を考慮しながら必要な連携を図る。

**② 業界団体との連携と労使専門家会議の活用**

- ・安全衛生施策の推進には、業界団体との協力関係が必要不可欠であり、特に第三次産業に重点を置いて、施策ごとに、主たる業界団体との関係づくり、具体的な施策の進め方についての協議等を行い、業界と協調的に取組を進める。
- ・専門家の知識やノウハウを活用しながら、安全衛生施策を推進していくために、新潟労働局安全衛生労使専門家会議の活用を促進する。